

人材コンサルティング契約書

●●●●●株式会社（以下「甲」という）と株式会社ミライト・ワン・ビジネスパートナーズ（以下「乙」という）は、有料職業紹介（以下「人材コンサルティング」という）業務の実施に関して、次のとおり契約する。

第1条 甲は乙に対し、甲の必要とする人材の採用のため、次の業務を依頼し、乙はこれを引き受けるものとする。

- (1) 甲が行う求人について、適切な求職者の紹介
- (2) 上記の紹介を行うについての相談、助言、人材の開拓や調査、面接、評価、選考

第2条 甲は、乙が実施した「人材コンサルティング」を有効に活用し、以って乙より紹介を受けた人材の採否を決定する。

第3条 甲は、乙の紹介を受けた人材を、乙の承諾を得ずして直接勧誘及び雇用をしないものとする。

第4条 甲は、乙の紹介を受けた人材を採用した場合は、次条に定める「人材コンサルティング料」を乙に支払う。

第5条 「人材コンサルティング料」は、甲が採用する人材について、甲における年収（平年度算定基準）の■■%とする。

2. 平年度算定基準とは、基本給に通勤手当を除く諸手当を加算した月額給与の12ヶ月分と、賞与算定基準額に前年度実績賞与支給月数を乗じた賞与想定額を加算した金額とする。

第6条 乙は、甲による当該人材の採用決定後、前条規定の人材コンサルティング料を請求し、甲はこれを当該人材の入社日より60日以内に現金振込みにて一括支払うこととする。なお、乙から甲への請求金額には、消費税を加算するものとする。

また、人材コンサルティング料の金額、支払い方法等については、当該人材が甲に入社した日付で乙は請求書を発行し、甲は期限までに支払いを実施するものとする。

第7条 乙は、当該人材が甲へ入社してから6ヶ月以内に、本人都合及び本人の責めに帰すべき理由で退職した場合、および契約期間終了により退職した場合は、甲に対して受領した人材コンサルティング料を次により返戻するものとする。

- (1) 1か月以内は90%
- (2) 1か月経過後6か月以内は50%

第8条 本契約における機密情報とは、甲もしくは乙が相手方から開示を受け、または甲もしくは乙が知り得た相手方に関連する個人情報（個人名、法人名、住所、電話番号、性別、年齢、生年月日、クレジットカード番号、ID、パスワード等、個人を特定できるものを指すがこれに限定されない）及び相手方の技術上、営業上、業務上その他一切の情報であって、媒体（書面、写真、フィルム、磁気ディスク、磁気テープ等）に記録されているか否かは問わないものとする。

2. 次の各号のいずれかに該当するものは、機密情報に含まれないものとする。

- (1) 相手方から開示を受けた時点ですでに公知であったもの
- (2) 相手方からの開示後、受領者の責めによらずして公知となったもの
- (3) 相手方から開示される前にすでに保有していたもの
- (4) 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- (5) 相手方からの情報によらず開発したもの
- (6) 開示することにつき相手方の書面による同意を得たもの

3. 前1項の機密情報は次の各号に従い取り扱うものとする。

- (1) 甲及び乙は、機密情報をいかなる第三者に対しても漏洩してはならない。
- (2) 甲及び乙は、機密情報を相手方から指示された目的のみに使用し、その他の目的または自己のために使用してはならない。

(3) 第1項及び第2項の定めは、職業安定所その他公的機関に対する届出が必要な場合には適用しないものとする。

(4) 甲及び乙は、機密情報を相手方の事前の許可を得ずに複製してはならない。なお、相手方の許可を得て機密情報を複製した場合、当該複製物についても原本と同様の機密保持義務が適用されるものとする。

第9条 人材コンサルティング業務の結果については、乙は甲に何等責任を負担しないものとし、甲は乙に対してその責任を問わないものとする。

第10条 甲が第6条に定める支払期日までに対価を支払わない場合は、天災その他、真にやむを得ない事由による場合を除き、支払い期日の翌日から支払いを完了する日までの日数に応じ、その支払金額に対して年利6%の割合で計算した額を遅延損害金として支払わなければならない。

第11条 甲及び乙は、本契約違反により相手方または第三者に対し損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第12条 本契約の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも書面による特段の意思表示がない時は、この契約書の有効期間は自動的に1年間延長されるものとし、その後の取り扱いについても同様とする。

第13条 本契約に定めのない事項については、甲乙双方誠意をもって協議し、解決を図ることとする。

第14条 本契約に起因し、又関連して生じた一切の紛争に関して甲及び乙は、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

第15条 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に基づいて解釈されるものとする。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

■■■■年■月■■日

(甲)

(乙) 東京都千代田区神田淡路町 1-4-1

株式会社ミライト・ワン・ビジネパートナーズ

代表取締役社長 大友 次郎

[有料職業紹介事業 13-ユ-301545]

人材コンサルティングに関する覚書

●●●●●株式会社（以下「甲」という）と株式会社ミライト・ワン・ビジネスパートナーズ（以下「乙」という）は、■■■■年■■月■■日に締結した人材コンサルティング契約書に基づき、本覚書を締結する。

1. 紹介者氏名

〇〇 〇〇

2. 甲への入社日

****年**月**日

3. コンサルティング料

000,000 円（消費税別）

4. 支払時期

甲は、乙の請求書に基づき、****年**月末日までに
支払うものとする。

以上、本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各1通を保有する。

■■■■年■■月■■日

（甲）

（乙）東京都千代田区神田淡路町 1-4-1
株式会社ミライト・ワン・ビジネスパートナーズ
代表取締役社長 大友 次郎